

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年10月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000004号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000017号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和53年3月21日から同年2月21日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

昭和53年2月21日から同年3月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年2月21日から同年3月21日まで

A社において、厚生年金基金の加入員資格を取得したのは昭和53年2月21日であることが確認できるにも関わらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年3月21日とされている。請求期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された厚生年金基金加入員証、A社から提出された健康保険被保険者証台帳、B企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員番号払出簿、企業年金連合会から提出された中脱記録照会(回答)及び厚生年金基金加入員台帳並びに雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿では、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和53年3月21日とされているが、請求者に係る上記の厚生年金基金加入員証、健康保険被保険者証台帳、厚生年金基金加入員番号払出簿、中脱記録照会(回答)及び厚生年金基金加入員台帳により確認できる請求者の被保険者資格取得日は同年2月21日となっているところ、事業主及びB企業年金基金の回答により、請求期間当時、被保険者資格取得届は複写式の届出用紙が使用されており、事業主は、C厚生年金基金(当時)に提出されたものと同一のものを社会保険事務所(当時)に対し提出していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和53年2月21日として届出していたと認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記の中脱記録照会（回答）及び厚生年金基金加入員台帳の記録から11万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000014号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000018号

第1 結論

1 請求期間①のうち、請求者のA社における平成16年4月1日から平成18年9月1日までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年4月から平成18年8月までの標準報酬月額については、平成16年4月から同年8月までは16万円から30万円、同年9月から平成18年8月までは16万円から32万円とする。

平成16年4月から平成18年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求期間①のうち、請求者のA社における平成16年9月1日から平成18年8月1日までの期間及び平成20年9月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年9月から平成18年7月までの標準報酬月額については、上記1の訂正後の32万円から34万円、平成20年9月から同年11月までの標準報酬月額については、16万円から38万円とする。

平成16年9月から平成18年7月までの期間及び平成20年9月から同年11月までの期間の訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額(平成16年9月から平成18年7月までは32万円)及びオンライン記録の標準報酬月額(平成20年9月から同年11月までは16万円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間①のうち、その余の期間(平成18年9月1日から平成20年9月1日まで)については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

4 請求者のA社における請求期間②の標準賞与額を28万2,000円、請求期間③の標準賞与額を27万5,000円、請求期間⑤の標準賞与額を43万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間②、③及び⑤の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

一方、事業主は、請求者に係る請求期間⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

5 請求期間④について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めること

はできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 1 日まで
② 平成 17 年 7 月 1 日
③ 平成 18 年 7 月 1 日
④ 平成 19 年 7 月 1 日
⑤ 平成 20 年 7 月 1 日

私は、請求期間①について、年金事務所に記録されている標準報酬月額より高額な給与の支払を受けていた。また、請求期間②から④までについて、給与の支払を受けていたが、標準賞与額の記録がなく、請求期間⑤については、将来の年金額に反映されない状態なので、調査の上、各請求期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成 16 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、当初、平成 16 年 4 月から同年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から平成 18 年 8 月までは 32 万円と記録されていたところ、平成 16 年及び平成 17 年の定時決定の記録を取り消した上で、平成 18 年 1 月 26 日付けで平成 16 年 4 月に遡って 16 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、請求者から提出された給与明細書（以下「給与明細書」という。）によると、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、遡及訂正後の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、複数の同僚について、請求者と同様に標準報酬月額が平成 18 年 1 月 26 日付けで遡及して訂正されていることが確認できる上、年金事務所から提出された平成 17 年度滞納処分票によると、A 社は、遡及訂正処理が行われた時点において、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該処理は事実即したものと考えることは難しく、請求者について、平成 16 年 4 月 1 日に遡って標準報酬月額の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理は有効な記録訂正とは認められないことから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、平成 16 年 4 月から同年 8 月までは 16 万円から 30 万円に、同年 9 月から平成 18 年 8 月までは 16 万円から 32 万円に訂正することが必要である。

2 請求期間①のうち、平成 16 年 9 月 1 日から平成 18 年 8 月 1 日までの期間及び平成 20 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額
の改定又は決定の基礎となる月に係る報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う
標準報酬月額は、上記 1 の厚生年金保険法第 75 条ただし書により訂正される標準報酬月額及
びオンライン記録の標準報酬月額より高額であることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及
び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本
来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月
額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、当該認定額が、上記 1 の改定後の標準報酬
月額及びオンライン記録の標準報酬月額を上回らなければ、厚生年金特例法による記録の訂正
は認められない。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により、平成 16 年 9 月
から平成 18 年 7 月までは上記 1 の訂正後の 32 万円から 34 万円に、平成 20 年 9 月から同年 11
月までは 16 万円から 38 万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額（平成 16 年 9 月
から平成 18 年 7 月までは 32 万円）及びオンライン記録の標準報酬月額（平成 20 年 9 月から
同年 11 月までは 16 万円）を除く。）については、厚生年金特例法による厚生年金保険被保険
者記録の訂正には該当しないため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計
算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間①のうち、平成 18 年 9 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日までの期間について、請求者
が事業主により給与から控除されている厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に
基づく保険料と一致していることから、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはでき
ない。

4 請求期間②、③及び⑤について、請求者から提出された賞与明細書（以下「賞与明細書」と
いう。）によると、請求者は、請求期間②は 28 万 2,000 円、請求期間③は 27 万 5,000 円、請
求期間⑤は 43 万 5,000 円の賞与の支払を受け、いずれの請求期間も同額に基づく厚生年金保
険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②、③及び⑤の賞与支払日については、A 社の回答及びオンライン記録から、
請求期間②は平成 17 年 6 月 25 日、請求期間③は平成 18 年 6 月 25 日、請求期間⑤は平成 20
年 7 月 10 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、
A 社は、平成 17 年 6 月 25 日、平成 18 年 6 月 25 日、平成 20 年 7 月 10 日の賞与について、請
求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事
務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか
否かについて、不明である旨回答しているところ、平成 17 年 6 月 25 日及び平成 18 年 6 月 25

日の賞与については、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの
厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて
は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、平成20年7月10日の賞与については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会
保険事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しているこ
とから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておら
ず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 請求期間④について、請求者は賞与明細書を所持していない上、事業主も貸金台帳等の資料
を保存していないことから、請求者の請求期間④に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確
認することができない。

また、金融機関から提出された流動性預金元帳によると、請求期間④を含め、賞与の振り込
みを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料
及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金
保険被保険者として請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除され
ていたと認めることはできない。